

■2026年度A日程 一般入学試験

法律科目試験「商法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

本問は、説明義務（会314条）及び総会決議の瑕疵（取消）（会831条）に関する理解を問う問題であり、フジ・メディア・ホールディングス株主総会決議取消請求事件（東京地判平成28・12・15 金商1517号38頁。控訴棄却：東京高判平成29・7・12 金商1524号8頁）を題材にしたものである。

株主からの事前の質問に対して取締役Aの不適切な回答が行われているため、説明義務（会314条）の違反として、決議方法の法令違反に該当するのではないかが、まず思いつく。しかし、説明義務は「株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合」に発生するところ、本問の説明は、株主から事前に寄せられた質問に対する一括回答として行われており、この要件を欠いているため、説明義務は発生していない。あるいは、取締役の報酬を定める総会決議において、取締役は議案を「相当とする理由を説明しなければならない」（会361条4項）ことへの違反を検討することも可能である。ただし、本問では、理由の説明を行っているため、この説明義務への違反も認められない。

しかし、Aの回答は、甲社グループの中核的子会社である乙社の役員を兼任する2名に限定した連結賞与支給額について言及しているにもかかわらず、それを明示しなかったため、回答を聞いた株主は、役員全員に対する支給額が15%減額されたと誤解して議決権行使した可能性があり、本件決議の方法には不公正な点があったと言うべきである。他方で、賞与支給額の総額及び支給の対象となる取締役は明らかにされており、株主は、それを認識した上で議案を承認可決したこと、また、本件総会において行使された議決権の個数は172万個であるところ、議決権の事前行使によって投じられた賛成票の数は126万個であり、Aの回答は決議の成否に影響を与えたことから、決議の方法には不公正な点があったが、決議を取り消さなければならないほど「著しく」不公正であるということはできない。

したがって、決議取消の訴えは認められず、本件決議は有効である。

以上